

平成29年7月21日

一般社団法人 全国近海かつお・まぐろ漁業協会 御中

水産庁資源管理部漁業調整課長

近海かつお・まぐろ漁業における太平洋クロマグロに係る操業自粛について

日頃より、太平洋クロマグロの資源管理に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

2017年1月より、クロマグロ管理の第3管理期間が開始され、近海かつお・まぐろ漁業における太平洋クロマグロ小型魚(30kg未満)の漁獲枠については、62トンと定められているところですが、

しかしながら、漁獲モニタリングを集計した結果、84.2トン(7月18日現在)となっておりますので、7月22日以降、太平洋クロマグロ小型魚(30kg未満)に係る操業の自粛を要請します。

お問合せ先

水産庁 資源管理部 漁業調整課

指定漁業第4班 福井・高橋

Tel : 03-3502-8111(内線 6709)

Fax: 03-3591-5824